

様式1

準備書面(1)

令和6年9月24日

主任審理官

三村 義幸 殿

審査請求人

郵便番号 284-0003

住所 千葉県四市鹿渡 827-16

電話番号 09079057388

氏名 間 幸久

審査請求人代理人

郵便番号

住所

電話番号

氏名

電波監理審議会の審理における準備書面を提出します。

なお、審理の期日に行う陳述の要旨は、下記のとおりです。

記

1 処分の理由について

1.1 関係する法律の規定

- 1.1.1 行政手続法第8条第1項には「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対して、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」旨を規定している。
- 1.1.2 理由の提示の内容・程度については明文規定はないが、判例は「いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならない。」としている。(東京高裁平成13年6月14日判決)
- 1.1.3 電波法第19条には「総務大臣は、免許人が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。」旨を規定している。

1.2 事実

- 1.2.1 審査請求人は、電波法第 19 条の規定による指定の変更及び同法第 17 条第 1 項の規定による無線設備の変更の許可を求めた(陳述において、本件申請という。)(請求人証拠第 3 号)
- 1.2.2 これに対して、関東総合通信局長は関通陸三第 23-00048606 号の処分(陳述において、本件処分という。)において、無線設備の変更については変更不許可、指定の変更については拒否をした。(請求人証拠第 5 号)
- 1.2.3 関東総合通信局長は、本件処分の(理由)を「電波法第 19 条の規定による指定の変更については、特に変更の必要があるものとは認められないため」と通知した。(請求人証拠第 5 号)

1.3 審査請求人の主張

- 1.3.1 電波法第 19 条は「必要と認めるときは」と規定し、指定変更要件を限定してはいる。必要の意味は、広義には申請内容が社会道義にかなっているか否かを問うものであり、狭義には電波法関連の手續の適法性を判断するものである。
- 1.3.2 審査請求人は令和 4 年 6 月 22 日付け無線局免許状(請求人証拠第 1 号)に記載された 750K F1D 電波の運用を継続してきたが、他のアマチュア局又は電波監視機関から混信排除の要求を受けたことがない。従って、これと同様の 150K A1D 電波の追加指定を拒否すべき合理的理由がないと考える。
- 1.3.3 必要の意味を狭義に解釈すれば、手續上の違反(例えば、二重申請)ではない本件申請は電波法第 19 条の必要条件を満たしている。
審査の経緯において、関東総合通信局無線通信部陸上第 3 課長の行政指導は、電波法第 19 条の適用外案件とは指摘していないところである。本件処分の結論において突如として(理由)とするのは審査が適正でないことを表している。
- 1.3.4 本件申請は、申請者の目的達成のための唯一の法的手段である電波法第 19 条の規定に基づくものである。行政手續の一方の当事者である関東総合通信局長にはこれを拒否する立場にない。
- 1.3.5 本件処分の真の理由が示されていないので、審査請求人は審査請求を提起せざるを得なかった。関係者に負担が生じたのは関東総合通信局長の義務不履行が故である。
- 1.3.6 (理由)には、判断の結果だけではなく、事実と法令の根拠を対比して如何なる判断をしたかを、明示するべきである。これを欠くのは、行政手續法第 8 条第 1 項が期待する個人の尊重と同様の申請者に対する規範の提示の精神に反している。
- 1.3.7 上記のとおり、本件処分の(理由)を明確に説明できないので、本件処分は取り消されるべきである。
- 1.3.8 審査請求人は、本件処分に係る審査の経緯と決裁関係者の責任の所在を明確にするために、本件処分に関する決裁書類の物件提出を求めているところである。(審査請求書の 8 項参照)
物件提出を待って、審査請求人は追加の準備書面を提出したい。

2 無線局事項書の記載内容について

2.1 根拠となる関係規則と関係告示の規定

2.1.1 無線局免許手続規則別表2号の3第3アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式(一部抜粋)

12 電波の型式、並びに希望する周波数及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力
----------------------------	---

注12 12の欄は、指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力を希望するとき、にレ印を付けること。

2.1.2 行政手続法第2条第3号は「申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。」旨を規定している。

2.1.3 電波法第8条第1項は「総務大臣は、電波の型式及び周波数を指定して、無線局の予備免許を与える。」旨を規定している。

2.1.4 無線局免許手続規則第10条の2第4項は「法第8条第1項の規定により指定する電波の型式、周波数及び空中線電力であってアマチュア局に係るものは、アマチュア局に指定することが可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号として総務大臣が別に告示するものにより表示するものとする。」旨を規定している。(告示は、令和5年総務省告示第77号を指す。)以下の陳述では、これを一括表示方式とよぶ。

2.1.5 行政手続法第33条は「申請の内容の変更を求める行政指導にあたっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。」旨を規定している。

2.1.6 行政手続法第34条は「権限を有する行政機関が、当該権限を行使する意思がない場合においてする行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該行政権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。」旨を規定している。

2.1.7 電波法第53条は「無線局を運用する場合においては、電波の型式、及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。」旨を規定している。

2.2 事実

2.2.1 関東総合通信局無線通信部陸上第3課長は、本件申請に係る行政指導において、無線局事項書の12の欄の記載を空白とするように強要してきた。(請求人証拠第4号参照)

2.2.2 関東総合通信局無線通信部陸上第3課長は、本件申請に係る行政指導において、既存の免許内容である750K F1Dを削除するように求めた。(請求人証拠

第4号参照)

2.2.3 申請者は、本件申請に係る行政指導に従う意思がないことを表明している。(請求人証拠第3号及び同第4号参照)

2.3 審査請求人の主張

- 2.3.1 本件申請は150K A1Dの追加指定を希望するもので、□にレ印を付さないことにより、申請者の意思を表明している。
- 2.3.2 無線局事項書及び工事設計書の様式の12の欄を空白にすると、申請者の意思が表明できなくなり、求めに対する諾否という許認可の原則を外れることになる。
- 2.3.3 無線局事項書及び工事設計書の様式の注12による12の欄の記載要領では、当該欄の記載を一括表示方式によるとはしていない。当該欄に申請者の意思を実際に求める内容をもって記載するのが当然である。
- 2.3.4 そもそも、電波法第19条の規定に基づく申請権を、執行命令である無線局免許手続規則第10条の2第4項で制限することはできないのである。(これについては、3の項において詳しく陳述する。)
- 2.3.5 以上に述べたとおり、本件申請に係る行政指導は法律が禁じている脅迫的なそれであり、内容においても法令の根拠のない違法な行政指導であった。かかる審査によってなされた本件処分は無効である。
- 2.3.6 本件申請に係る行政指導は、申請内容である150K A1D電波の追加のみならず、既存の免許内容である750K F1D電波をも消滅させることを意図しているであり、免許手続の原則から逸脱している。
- 2.3.7 この経過に至った原因は、免許権者である関東総合通信局長が自己に与えられた権限に基づいて免許処分した免許人の現有免許の内容を率直に容認しないこと、つまりの権限行使の事実を誤認している結果である。

2.4 本件処分の権限に関する審査請求人の主張

- 2.4.1 以上に述べた無線局事項書の記載をめぐる事実は、関東総合通信局長 ↔ 免許人の対立だと皮相的には見えるかも知れないが、その本質は総務大臣 ↔ 関東総合通信局長の行政権の対立なのである。関東総合通信局長は免許人と同じベクトルにあり、争う立場にはないことを認識しなければならない。(審査請求人の詳しい主張は、次項において述べる。)
- 2.4.2 総合通信局長が電波法第104条の3の規定に基づき受権している免許権限は、総務大臣と総合通信局長が調和関係にあることを前提としている。本件申請に関しては、総務大臣と関東総合通信局長が対立関係にあり、正常な権限委任とは認められないので、本件処分は違法である。
- 2.4.3 仮に750K F1D電波の免許が有効でないとすると当該無線局は実質的に無免許となるので、申請は電波法第6条以下の手続をとらなければならない。これを電波法第19条の手続とした本件処分は適用条項の誤りとなる。
- 2.4.4 そこで、電波法の立法精神にたつて、広い見地から本件処分の適法性を確認するために、次項について審理を願う次第である。

3 現有免許の内容と法的な有効性について

3.1 事実

- 3.1.1 令和4年6月22日：免許人が有する「750K F1D 435MHz 10W」を内容とする免許権益が発生した。(請求人証拠第1号参照)
- 3.1.2 一括表示方式により、免許状の記載内容が(750K F1Dが含まれない)「1AM」とみなされることとなった。
- 3.1.3 令和5年9月25日：関東総合通信局長から「1AM」を免許内容とする免許状が交付された。併せて、関東総合通信局アマチュア無線担当から「運用に問題はない」との通知があった。(請求人証拠第2号参照)
- 3.1.4 令和6年8月5日：電波法第19条の規定に基づく申請を審査した結果に基づき、本件処分が行われた。

3.2 審査請求人の主張

一括表示方式及び令和5年3月22日総務省令第17号附則第2項(陳述において、みなし規定という。)は、法律との整合を欠くので、改正されるべきである。審査請求人は、その理由について次のとおり主張する。

- 3.2.1 電波法第8条第1項第2号は電波の型式及び周波数について規則への委任をしておらず、一括表示方式は詐欺的ななりすまし委任である。
- 3.2.2 国家行政組織法第12条第4項は「規則には法律の委任がなければ、国民の権利を制限する規定を設けることができない。」旨を規定している。
一括表示方式は、事実述べたとおり、免許権益を消滅させる効果を持っているので、法律違反の規則である。
- 3.2.3 みなし規定は電波法第15条による委任がないので、令和5年9月25日免許状記載の「1AM」によって免許権益が失われたするのは誤った解釈である。
- 3.2.4 関東総合通信局陸上第3課アマチュア無線担当は令和5年9月25日免許状の送付に際して、「工事設計書に記載いただいた範囲で運用していただく形で問題ございません。」と通知している。(請求人証拠第2号参照)
その意味は、免許状に記載がなくても「750K F1D」は有効な免許内容であると伺える。しかし、その言を保証する法令の規定はないので、ミスリードである。
- 3.2.5 仮に、みなし規定を委任命令であると解すると、みなす行為は立法の範疇となる。それでは、立法権が行政行為を直接行うこととなり、立法と行政の牽制と調和という三権分立の理想が崩れる。つまり、みなし規定は憲法第41条の理念から禁止されるべき規則の制定である。
- 3.2.6 みなし規定を執行命令であると解すると、総務大臣にもアマチュア局免許の権限が発生することになる。既に電波法第104条の3の規定により総合通信局長に専一的に権限委任が行われていることと矛盾し、免許権限が二元となる。
このように法的統一性のないみなし規定は行政混乱の原因であり、廃止すべきである。
- 3.2.7 一括表示方式に従うと、申請外の電波の型式、周波数及び空中線電力が免許状

に記載されることとなり、又は免許されていても免許状に記載されなくなる。電波法第 53 条は「運用は免許状に記載されたところによる」ことを義務としているが、免許人をしてこれを遵守できなくしている。

また、総務省の無線局情報検索においては、真の免許情報が検索できない。このような矛盾は、一括表示方式を採用していることにある。

3.2.8 職権による周波数等の変更について、電波法第 71 条は「周波数若しくは空中線電力の変更を命ずることができる。」旨と規定し、電波の型式はその対象としないとしている。

その立法意義について、鎌田繁春氏の「権限発動の起因は免許人の帰責事由によるものではなく、電波の型式は無線局の目的達成のための基本的な事項であるから、免許人の意思を尊重している。」との記述(昭和 26 年「電波法概説」)に賛同する。

4 結語

4.1 以上に述べたとおり、一括表示方式及びみなし規定は、法令との整合性において又国民の権利尊重の観点から妥当性を欠くので、関東総合通信局長及び総務大臣はこれらの規定を改正するよう努めるべきである。

4.2 その具体的な手順について、審査請求人は次のとおり提案するものである。

4.2.1 審査請求のとおり、関通陸三第 23-00048606 号処分のうち電波法第 19 条の規定による指定の変更を拒否するの部分を取消し、本件申請の審査を継続させること。(それにより審査が長期にわたることとなるが、標準処理期間を超える理由に相当する。)

4.2.2 総務大臣及び関東総合通信局長は、みなし規定をめぐる両者の緊張関係を調和させるために、無線局免許手続規則の改正作業を進めること。(行政手続法第 38 条第 1 項は、規則が根拠法令の趣旨に適合するものでなければならぬ旨を規定している。又、同条第 2 項は情勢適応の原則により規則の改正を努力義務としているので、改正には何らの障害もない。さらに、総務省は電波利用ホームページにおいて「周波数の利用状況等も踏まえ、適宜、適切に、周波数等の一括表示記号の見直しを行っていくこととしております。」と広報しており、改正に前向きな姿勢である。)